株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年二月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年一月八日

神戸市長田区松野通三丁目七番二一号

株式会社長谷商店

代表取締役　長谷　浩行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるライアン・ジャン・キオン・チャンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月八日

東京都千代田区五番町一二番地七

Tab Engineers, LLC

日本における代表者　ライアン・ジャン・キオン・チャン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である香山久大が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月八日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三五番地三号二

パシフィックビーチコーポレーション

日本における代表者　香山　久大

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉武美由紀が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月八日

東京都中央区八重洲二丁目七番地二、最後の住所東京都千代田区一番町二〇番地三プレミエール一番町八〇一号

被相続人　亡　飯泉　定男

右被相続人は平成二十七年十月一日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

平成二十八年一月八日

福岡県福岡市南区横手二丁目三二―八　秦ビル三〇二号　株式会社ファニーダック

日本における代表者　吉武美由紀

限定承認公告

本籍東京都港区南麻布四丁目二番二八号

限定承認者　飯泉　数弥

本籍東京都新宿区西新宿六丁目六四八番地、最後の住所東京都江戸川区西一之江三丁目一番五号

被相続人　亡　鈴木　雄士

右被相続人は平成二十七年十月七日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

東京都江戸川区西一之江三丁目一一番五号

限定承認者　鈴木　裕子

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区中山町五〇番地一、最後の住所静岡県浜松市中区中山町五〇番地

被相続人　亡　秋田　常治

右被相続人は平成二十七年九月二十六日死亡し、その相続人らは平成二十七年十二月十八日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

静岡県浜松市中区中央一丁目八番一六号

Ｋｉｓｈ浜松三階　杉山法律事務所

相続財産管理人秋田治之

代理人弁護士　杉山　一統

限定承認公告

本籍大阪府大阪市生野区桃谷三丁目二二番地、最後の住所沖縄県豊見城市字宜保一九四番地四シャトードールＫ一〇五号

被相続人　亡　河合　勝

右被相続人は平成二十七年十月七日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十五日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

大阪府大阪市天王寺区勝山一丁目二―八

限定承認者　岡嶋　玉江

限定承認公告

本籍宮崎県小林市細野四九八二番地一、最後の住所沖縄県豊見城市真玉橋一七五番地二レイクサイドかかず三〇二

被相続人　亡　森山　政信

右被相続人は平成二十七年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十一日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月八日

沖縄県うるま市石川東山一丁目八番地五

アキハイツ一〇三号

限定承認者　森山　弘恵

取得条項付株式の取得事由発生の通知公告

当社の取得条項付株式であるＡ種種類株式五千六百株につきましては、当社定款第五条の二第一項第一号所定の取得事由（株主が当社の株主総会において三回連続して議決権行使しない場合）が発生しましたので公告します。

平成二十八年一月八日

兵庫県尼崎市中在家町三丁目三六九番地

向嶋土地株式会社

代表取締役　加地　泰雄

取得条項付株式の取得事由発生の通知公告

当社の取得条項付株式であるＡ種種類株式四千株につきましては、当社定款第五条の二第一項第一号所定の取得事由（株主が当社の株主総会において三回連続して議決権行使しない場合）が発生しましたので公告します。

平成二十八年一月八日

兵庫県尼崎市中在家町三丁目三六九番地

合同土地株式会社

代表取締役　加地　泰雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十六億三千七百二十万円（但し、Ａ号優先出資については金二十六億三千七百二十万円、Ｂ号優先出資については金〇円）減少し、金七十七億九千七百二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年四月十四日付官報の号外第八十五号五十四頁に掲載されているとおりです。

平成二十八年一月八日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー

ＭＧアーク2特定目的会社

取締役　齊藤　修一

訂正公告

平成二十七年十一月二十日（号外第二六二号）掲載の大阪地方裁判所に係る平成二十六年（フ）第五一八〇号破産手続終結及び免責許可決定中、破産手続終結決定の決定年月日につき、「平成27年11月６日」とあるは「平成27年11月５日」の誤りにつき訂正します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七三一	上	終りから一八	附則第三十六条	附則第三十七条
			の次に次の一条を加える。	を次のように改める。
七三二	〃	〃一九		に改め、

（原稿誤り）

七〇九ページ下段一九行目の次に次のように加える。

第十一条の二第二号中「離婚時みなし被保険者期間（」の下に「第一号厚生年金被保険者期間に係る」を加え、同項第三号中「被扶養配偶者みなし被保険者期間（」の下に「第一号厚生年金被保険者期間に係る」を加える。

七一二ページ上段終りから一五行目から一三行目「同項第一号中「離婚時みなし被保険者期間（」の下に「第一号厚生年金被保険者期間に係る」を、「被扶養配偶者みなし被保険者期間（」の下に「第一号厚生年金被保険者期間に係る」を加え、」を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外一月八日付第五号四八ページ
◉官報郵送料のお知らせ　十二月分

ジ●同日付政府調達第五号一六〇ページ（月極一部当り）の郵送料一、九四六円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）